

## 東京都市計画都市再生特別地区の決定（東京都決定）

都市計画都市再生特別地区を次のように決定する。

種 類	面 積	建築物その他の 工作物の誘 導すべき用途	建築物の容積率 の最高限度	建築物の容積 率の最低限度	建築物の建 ぺい率の最 高限度	建築物の建築 面積の最低限 度	建築物の高さの 最高限度	壁面の位置の制限	備 考
都市再生 特別地区 (大崎駅西口 E東地区)	約 2.4 ha	—————	10分の75 ただし、当該敷 地内の建築物の 各階の床面積の 合計（同一敷地内 に二以上の建築 物がある場合に おいては、それら の建築物の各階 の床面積の合計 の和）の5分の1を 限度として、自動 車車庫その他の 専ら自動車又は 自転車等の停留又 は駐車のための 施設（誘導車路、 操車場所及び乗 降場を含む）の用 途に供する部分 は、床面積に参入 しない。	10分の50	10分の6	5,000㎡	高層部： GL+ 14.1 m  低層部： GL+ 1.5 m	建築物の外壁又はこ れに代わる柱は計画図 に示す壁面線を超えて 建築してはならない。た だし、次の各号の一に該 当する建築物等はこの 限りではない。 (1) 道路上に設けられた 横断歩道橋又は歩行 者デッキと接続する 歩行者デッキ及び歩 行者デッキ上に設け られた歩行者の安全 性を確保するために 必要な上屋、庇の部分 その他これらに類す るもの (2) 道路と接続する歩行 者用の通路及び車路 その他これらに類す る用途に供するもの (3) 公益上必要な建築物 等で当該建築物の敷 地内に存するもの	
その他の既決定の地区	面 積	位 置							
都市再生特別地区 小 計	—————	—————							
合 計	約 2.4 ha								

「位置、区域及び壁面の位置の制限は計画図表示のとおり。」

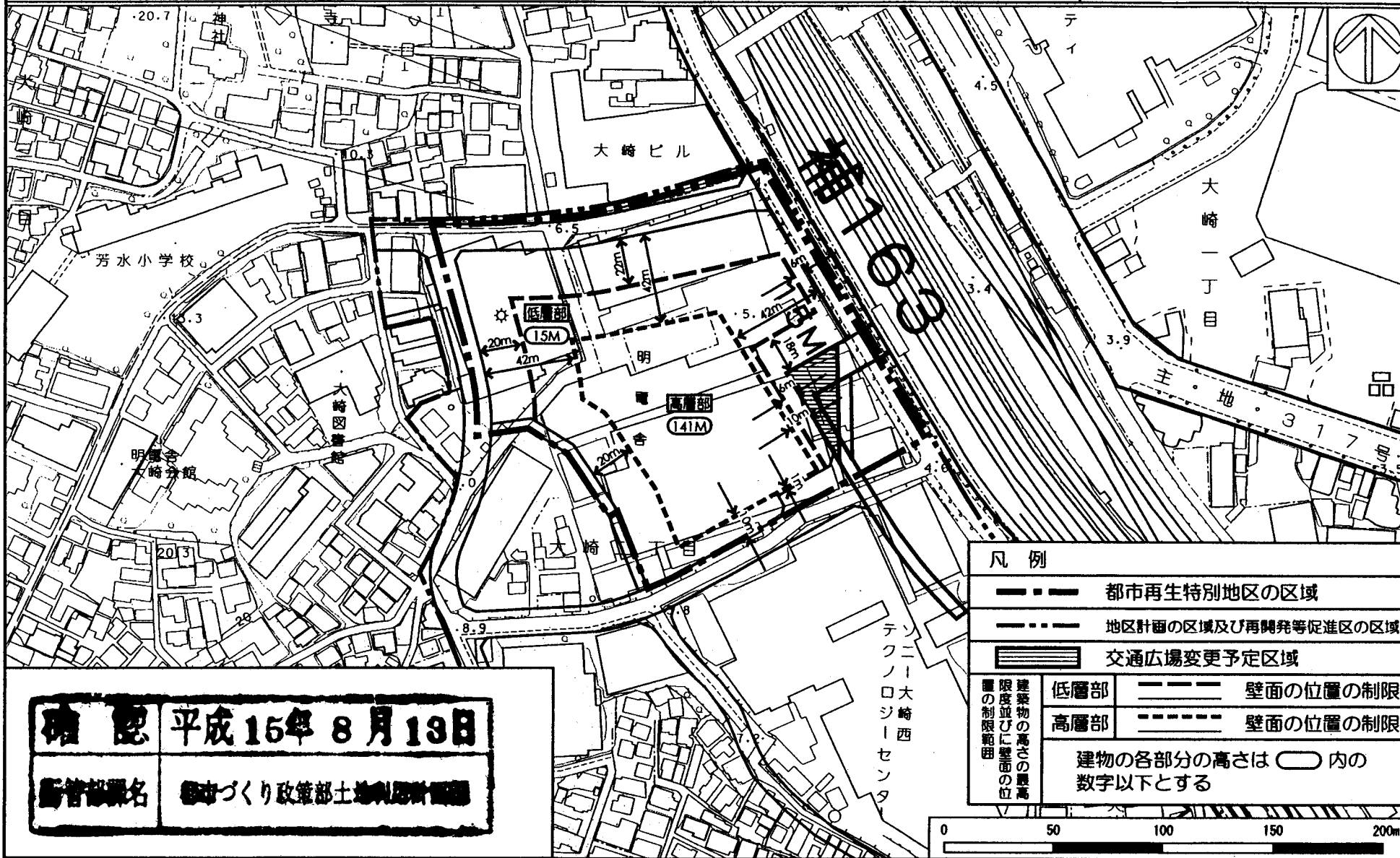
理 由 ： 社会経済情勢の変化に対応した都市機能の高度化及び都市の居住環境の向上を図るため、都市再生特別地区を決定する。

東京都市計画都市再生特別地区  
大崎駅西口E東地区

計画図

[東京都決定]

縮尺 1/2500



凡例	
	都市再生特別地区の区域
	地区計画の区域及び再開発等促進区の区域
	交通広場変更予定区域
建物の高さの制限並びに壁面の位置の制限範囲	低層部  壁面の位置の制限
	高層部  壁面の位置の制限
建物の各部分の高さは  内の数字以下とする	

**確認** 平成15年8月13日

都市づくり政策部土地利用計画課